

島根県スキー連盟表彰規程の一部改正

平成 4 年 11 月 23 日 制定
平成 8 年 11 月 4 日 改正
平成 10 年 10 月 31 日 改正
平成 23 年 10 月 1 日 改正
令和 5 年 9 月 30 日 改正

改 正 前	改 正 後
<p>(根拠及び目的)</p> <p>第 1 条 この規定は、本連盟規約第 25 条第 2 項の規定に基づき、永年にわたり本連盟の運営発展に貢献し、その功績が特に顕著なもの及び永年<u>スキー</u>界の健全な<u>発展</u>に寄与し、他の模範となるものに対して、表彰することを目的とする。</p>	<p>(根拠及び目的)</p> <p>第 1 条 この規定は、本連盟規約第 25 条第 2 項の規定に基づき、永年にわたり本連盟の運営発展に貢献し、その功績が特に顕著なもの及び永年<u>スキー（以下、スノーボードを含む。）</u>界の健全な<u>振興</u>に寄与し、他の模範となるものに対して、表彰することを目的とする。</p>